

日本植物園協会植物情報システム運用規約

（目的）

第1条 本規約は、公益社団法人日本植物園協会（以下「協会」という。）が管理するデータベースの運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 協会が管理運営する植物特性データベース、植物個体管理データベース、種子管理データベース、ナショナルコレクション・データベースを総称して日本植物園協会植物情報システムとする（以下「植物情報システム」という。）。

（定義）

第3条 この規約において、「管理者」とは協会の植物情報システム委員会（以下「委員会」という。）とし、植物情報システムに情報を入力するものを「入力者」、情報を入力者に提供する者を「提供者」とし、入力者および提供者は管理者が認めた者とする。また、植物情報システムを閲覧・利用する者を「利用者」とする。

（情報）

第4条 登録する情報は、提供者によって提供に関する承諾を所属機関の設置者等から受けているものとする。

（権利の帰属）

第5条 入力された情報の著作権は、画像データを除いて協会に帰属する。画像データに関する著作権は提供者または撮影者自身に帰属する。

（公開）

第6条 植物情報システムは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスに従い、原則としてCC BY 4.0のライセンスで公開する。ただし、画像データは、画像データの入力者がCC BY 4.0またはCC BY-NC 4.0を選択し、選択された条件のもとに協会が公開する。

（利用）

第7条 CC BY-NC 4.0のライセンスで公開された画像データを除く全ての情報は、協会のウェブサイトを参考にしてクレジットを表示することで商業利用を含む利用が可能となる。

ただし、CC BY-NC 4.0 のライセンスで公開された画像データの商業利用に関しては、利用者と著作権者が直接交渉を行うこととし、協会は関与しない。

(禁止事項)

第8条 植物情報システムの利用に際し、利用者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法律、政令または省令その他の法令に違反する目的・手段・方法により、情報を利用(他人の権利を侵害する目的・手段・方法での利用または公序良俗に反する利用を含む。)する行為
- (2) 協会、提供者または第三者に損害を与える行為(損害を与える恐れのある行為を含む。)
- (3) コンピュータウィルス等有害なプログラムを使用または提供する行為

(損害賠償)

第9条 利用者の規約違反等により、協会または提供者に損害が発生した場合、協会または提供者は、利用者に対し損害賠償を請求することができる。

(免責事項)

第10条

- (1) 協会は、入力者または利用者が植物の所有者または第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。また、植物情報システムのサービス提供の内容、遅延、中断または停止により提供者、利用者または第三者が被った損害について、協会は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 協会は、予告なしに、植物情報システムの利用を停止若しくは中止し、または植物情報システムに掲載される情報などの全部若しくは一部を変更する場合がある。

(利用規約の変更)

第11条

- (1) 本規約の内容は、必要に応じて、事前の予告なしに変更されることがあるので、植物情報システムの利用に際しては、最新の利用規約の内容を確認すること。
- (2) 本規約の実施に関して必要な細則等は管理者が整備し、理事会に報告する。
- (3) 本規約を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。ただし、軽微な変更修正はこの限りではない。

この規約は、令和5年3月17日から施行する。